



2015年12月10日

SGEC 改正文書の修正について

2015年10月14日開催の理事会において改正した関係文書について、PEFC プレ・アセスメントにおいて指摘を受け PEFC 国際認証規格との整合性を図るため細部についてその一部を修正する。
(現行文書(2015年10月14日開催の理事会において改正した文書)はSGEC ホームページに掲載)

SGEC 文書(規格) 改正文書

注: 文書順序 PEFC プレ・アセスメントでの指摘順序

目 次

- SGEC 文書 2 「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」 改正案
- SGEC 文書 2 附属文書 2-11-1 「SGEC 苦情処理に関する文書」 改正文書
- SGEC 文書 2 附属文書 2-12 「SGEC 規格の制定」 改正文
- SGEC 文書 2 附属文書 2-4 「グループ森林管理認証の要件」 改正文書
- SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理基準・指標・ガイドライン」 改正文書
- SGEC 文書 4 「CoC 認証ガイドライン」 改正文書
- SGEC 文書 2 附属文書 2-8 「統合 CoC 管理事業体の要件」 改正文書
- SGEC 文書 2 附属文書 2-8 「SGEC 認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」 改正文書
- SGEC 文書 2 附属文書 2-8-1 「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」 改正文書
- SGEC 文書 2 附属文書 2-13 「SGEC 認証・認定の手順」 改正文書

SGEC 文書 2 「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」 改正案	SGEC 文書 2 「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」 現行文書
<p>(認証機関公示の要件)</p> <p>第 19 条 SGEC は、申請のあった機関について、次の要件を満たす要件を満たす場合には、認証機関として公示するものとする。</p> <p><u>但し、PEFC 認証機関の公示要件は PEFC2003 付属書 1 要件を満たす機関とする。</u></p> <p>(1) 略。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>第 20 条 (抜粋) 改正条文</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 SGEC は、第 1 項の申請を受けた場合には、理事会の決定に基づき公示を行うこととするが、具体的には別途附属文書で定める。</u></p> <p>(公示の有効期間)</p> <p>第 21 条 <u>前条の公示の有効期間は、認定有効期間を基本とするが、具体的には別途附属文書で定める。</u></p> <p>(認証機関公示料)</p> <p>第 22 条 <u>第 20 条第の公示を受けた機関は、別に定める認証機関公示料を SGEC に納付しなければならない。</u></p> <p><u>(認証機関の公示の終了又は中止)</u></p> <p>第 23 条 <u>認証機関が第 21 条の要件を満たさない場合は公示の終了又は中止を行う。具体的には別途附属文書で定める。</u></p> <p>(専門部会)</p> <p>第 25 条 会長は、第 3 条で規定する認証規格の制定 (改正) に関する最終原稿の策定及び関連事項の調査を行うために専門部会を設置する。</p> <p>2 専門部会は、会長の諮問を受けて前項で規定する事項の審議を行う。</p> <p>3 専門委員は、専門的知識を有する学識経験者他広く関係するステークホルダーから会長が任命することとするが、具体的には別途附属文書で定める</p>	<p>(認証機関公示の要件)</p> <p>第 19 条 SGEC は、申請のあった機関について、次の要件を満たす要件を満たす場合には、認証機関として公示するものとする。</p> <p>(1) 略。</p> <p>(2) 略</p> <p><u>第 20 条 (抜粋) 改正条文</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 SGEC は、第 1 項の申請を受けた場合には、評議委員の議を経、かつ、理事会の承認を得て当該機関には認証機関としての公示についてそれぞれの可否を通知し、その可とする機関について公示する。</p> <p>(公示の更新)</p> <p>第 21 条 前条の公示は、5 年を有効期間とし、この期間を経過すると、その効力を失う。認証機関は、引き続き公示を受けようとする場合には、その更新のための手続きを行わなければならない。</p> <p>2 前項の更新のための手続きは、前条と同様とする。</p> <p>(認証機関公示料)</p> <p>第 22 条 第 20 条第 3 項の公示を受けた機関は、別に定める認証機関公示料を SGEC に納付しなければならない。</p> <p>2 前条の更新のための手続きを行った場合も、前項と同様とする。</p> <p>(認証機関の公示の取消)</p> <p>第 23 条 SGEC は、認証機関が重大な違法行為を行っていることが判明した場合には、評議委員会の議を経、かつ、理事会の承認を得て、当該認定機関の公示を抹消する。なお、この場合、すでに納付された前条の認証機関公示料は返却しない。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第 25 条 会長は、認証制度の管理運営に関する専門的な事項について調査するために、専門部会を設置する。</p> <p>2 専門部会は、会長の諮問を受けて意見を述べる。</p> <p>3 専門委員は、会員及び学識経験者のうちから会長が任命する。</p>

SGEC 文書 2 附属文書 2-11-1 「SGEC 苦情処理に関する文書」 改正文書	SGEC 文書 2 附属文書 2-11-1 「SGEC 苦情処理に関する文書」 現行文書
<p>7 苦情処理</p> <p>(1) <u>監事は、苦情処理に当たって、「SGEC管理運営文書」第27条に基づき、関連する事項について十分検討したうえで理事会に諮り適切な措置（予防措置を含む。）を決定しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>会長は、前項で決定された措置について速やかに実施しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>会長は、苦情者及び関係者へ当該措置について速やかに通知しなければならない。</u></p> <p>(4) 会長は、苦情の処理状況について、記録するとともに、理事会及び監事並びに総会に報告しなければならない。</p>	<p>7 苦情処理</p> <p>(1) 会長は、苦情の処理に当たって、SGEC文書2「SGEC管理運営文書」第27条に基づき適切な措置を迅速に講じる。</p> <p>(2) 会長は、当該苦情処理に当たって適切な予防措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 会長（事務局）は、苦情の処理状況について、記録するとともに、理事会及び監事並びに総会に報告しなければならない。</p> <p>(4) 苦情者及び関係者への通知</p>
SGEC 文書 2 附属文書 2-12 「SGEC 規格の制定」 改正文書	SGEC文書2附属文書2-12 「SGEC規格の制定」 現行文書
<p>5-2 <u>SGECは、マッピングを行って不利な立場にある小規模な森林所有者や木材加工業者、又は地方のステークホルダー（北海道においてはアイヌ関連団体を含む。）及び森林育成、素材の生産、製材、加工、販売及び輸出並びに環境・社会環境、消費、学識経験等に関連する主要なステークホルダー中から当該規格策定・改正作業に関連するステークホルダーを特定し、それらのステークホルダーについて、その置かれている地理的状況等を十分配慮し、当該者が加盟する団体（意見を代弁する団体）の参画、又はメール、FAX等による参画を含め規格制定に関与できるよう積極的に努めなければならない。</u></p> <p>5-3 SGECは、規格を制定しようとする場合は、その開始時期及びステークホルダーに参加を求める案内をホームページ上で公表するとともに、不利な立場にあるステークホルダーや主要なステークホルダーを特定し、その者に対しても<u>メール、FAX等適時、適切な方法によって周知するための措置を講じなければならない。</u></p> <p>5.8 <u>専門部会が、理事会の承認に付す最終原稿を策定する場合は、分野別の利害関係者間のバランスがとれた委員で構成される専門部会としてのコンセンサスに基づかなければならない。反対意見がある場合は、コンセンサスを達成するために、専門部会は、下記のプロセスを用いることができる。</u></p> <p>(a) <u>対面会議で、口頭または挙手による可否の決議をとる、反対の挙手がなない場合は議長がコンセンサスの成立を表明するか、または、投票のプロセスを踏む。</u></p> <p>(b) <u>口頭による投票を伴う電話会議</u></p> <p>(c) <u>電子メールによる会議で、賛成反対の票を文書によって投ずる機会をメンバーに与える（投票の代替）、または、</u></p> <p>(d) <u>上記の組み合わせ</u></p> <p>5-9 <u>関連する利害の重要な部分について反対意見があるかどうか確認するために、その問題について専</u></p>	<p>5-2 SGECは、不利な立場にあるステークホルダー及び主要なステークホルダーを特定し、それらのステークホルダーについて、その置かれている状況を十分配慮し、規格制定に関与できるよう積極的に努めなければならない。</p> <p>特に、小規模森林所有者、小規模木材加工業者擁する地域のステークホルダー（北海道においてはアイヌ関連団体を含む。）の参加を求めなければならない。</p> <p>5-3 SGECは、規格を制定しようとする場合は、その開始時期及びステークホルダーに参加を求める案内をホームページ上で公表するとともに、不利な立場にあるステークホルダーや主要なステークホルダーを特定し、その者に対してもメール等によって前記と同様の措置を講じなければならない。</p> <p>5-8 専門部会が、理事会の承認に付す最終原稿を策定する場合は、専門部会としてのコンセンサスに基づかなければならない。専門部会のコンセンサスを達成するために、反対意見がない場合は委員長がコンセンサスの成立を表明することができることとするが、反対意見がある場合には会議での挙手による可否の決議又は電子メールによる意見の表明（投票の代替）等のプロセスを用いてコンセンサスを達成することができる。</p> <p>5-9 関連する利害の重要な部分について反対表明がある場合は、その問題について専門部会内に作業部会を</p>

<p>門部会内に反対意見を表明したステークホルダーが参加する作業部会を設置し調査・審議等を行い解決しなければならない。</p>	<p>設置し調査・審議等を行い解決しなければならない。</p>
<p>SGEC 文書 2 附属文書 2-4 「グループ森林管理認証の要件」改正文書</p>	<p>SGEC 文書 2 附属文書 2-4 「グループ森林管理認証の要件」現行文書</p>
<p>3-1 共通事項</p> <p>(2) <u>グループ主体はすべての加盟者に対し年次内部監査プログラムに基づく監査を実施し、グループ組織全体の持続可能な森林管理への適合に関する十分な信頼性を与えなければならない。</u></p> <p>(3) <u>グループ主体は、グループ森林管理認証の加盟者の管理森林の一部又は全部が他のグループ森林管理認証や個別森林管理認証と重複して受けている場合に、当該重複して認証を受けている森林管理について不適合が生じた場合は、当該不適合について、本附属文書の「3-2」の「(3)」に規定する「年次内部監査プログラムの実行とレビュー」の対象として検証し必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>3-1 共通事項</p> <p>(2) 年次内部監査プログラムに関する要求事項グループ組織全体の持続可能な森林管理への適合に関する十分な信頼性を与えなければならない。</p> <p>(3) グループ主体は、グループ森林管理認証の加盟者の管理森林の一部又は全部が他の森林管理認証制度の認証と重複して受けている場合に、当該加盟者の森林管理に他の森林管理制度上の不適合が生じた場合は、その不適合について調査・検証し必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理基準・指標・ガイドライン」改正文書</p>	<p>SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理基準・指標・ガイドライン」現行文書</p>
<p>基準 5-1-5 <u>注意書 1 注：「森林管理について説明して意見を聴く場合、認証に当たっては随時自由に、事前に聴く関</u> <u>こととする。(旧注意書 1 は注意書 2 に)</u></p> <p>基準 6-2 <u>森林レクリエーション等市民に自然に触れ合う機会・場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育、安全などへの指導及び対策が整備されていなければならない。</u></p> <p>基準 6-2-1 <u>森林レクリエーション等市民が自然にふれあう機会や場所の提供に努めなければならない。相当規模の森林経営体にあつては、独自の森林・環境教育プログラムを策定しており、入山者に対しては説明板など環境教育施設を設置するか、若しくは、設置の計画を策定しなければならない。</u> 入山者の利用する林道、作業道、歩道その他施設について、交通安全施設、安全標識、案内板等を整備するよう努めなければならない。</p>	<p>新規</p> <p>基準6-2 市民に自然に触れ合う機会・場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育、安全などへの指導及び対策が整備されていなければならない。</p> <p>基準 6-2-1 市民が自然にふれあう機会や場所の提供に努めなければならない。相当規模の森林経営体にあつては、独自の森林・環境教育プログラムを策定しており、入山者に対しては説明板など環境教育施設を設置するか、若しくは、設置の計画を策定しなければならない。 入山者の利用する林道、作業道、歩道その他施設について、交通安全施設、安全標識、案内板等を整備するよう努めなければならない。</p>
<p>SGEC 文書 4 「CoC 認証ガイドライン」改正文書</p>	<p>SGEC 文書 4 「CoC 認証ガイドライン」現行文書</p>
<p>6-3 PEFC ロゴ及びラベルの使用 CoC 管理事業体は、SGEC が PEFC との相互承認以降においては SGEC 認証材について PEFC ロゴ及びラベルの使用及び表示することができる。 <u>但し PEFC ロゴ及びラベルを使用する場合は、PEFC ST 2002 「林製品の COC - 要求事項」及び同付属書 1</u></p>	<p>6-3 PEFC ロゴ及びラベルの使用 CoC 管理事業体は、SGEC が PEFC との相互承認以降について SGEC 認証材について PEFC ロゴ及びラベルの使用及び表示することができる。 但し PEFC ロゴ及びラベルを使用並びに正式な主張を行う場合は、PEFC ST 2002 7.2 項及びその付属書 1</p>

<p>「PEFC 主張の仕様書」並びに PEFC ST 2001 「PEFC ロゴ使用規則－要求事項」に基づき適正に表示されなければならない。</p>	<p>に基づき適正に表示されなければならない。</p>
<p>SGEC 文書 2 附属文書 2-8 「統合 CoC 管理事業体の要件」改正文書</p>	<p>SGEC 文書 2 附属文書 2-8 「統合 CoC 管理事業体の要件」現行文書</p>
<p>「3-2」の(6)に 下記を追加 <u>・ 認証書（認証範囲と対象サイトの記載を含む。）のコピー</u></p>	<p>新規</p>
<p>SGEC文書2附属文書2-8「SGEC認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」改正文</p>	<p>SGEC 文書 2 附属文書 2-8 「SGEC 認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」現行文</p>
<p>I 序の追加修正 序文 本文書は、SGEC 認証制度の管理運営に関する文書（以下「SGEC 運営文書」という）及びSGEC 運営文書第3条で規定する「SGEC・認証規格（森林管理認証基準・指標・ガイドライン及びCoC認証ガイドライン）」に基づくSGEC 認証スキームの下で認証業務を行う認証機関に関する要求事項を定める。 <u>但し、PEFC の認証業務を行う認証機関は、PEFC2003 及び同附属書1の要件を満たす機関とする。</u></p> <p>II 及びIII <u>1・1・1 ログマーク使用ライセンス</u> <u>認証機関がログマークを使用する場合は、SGEC 運営文書第2条に定める「SGEC ログマーク」、附属文書2-2「SGEC ログマーク使用要領」及び附属文書よ2-2-1[SGEC ログマークライセンスの発行]による。</u> 但し、PEFC ロゴを使用する場合は、PEFC ST 2001:2008 PEFC ロゴ使用規則－要求事項 第二版及びPEFC GD 1005 「PEFC 評議会によるPEFC ログライセンスの発行」による</p> <p>II 及びIII 3.1.2.3 <u>認証機関は、ISO19011 の6.3 項に従って、森林管理認証規格と審査基準との適合性を判定するため、現場審査の前に申請者の文書をレビューしなければならない。</u></p> <p>IIIの「3.1.2.1」 <u>3・1・2・1 認証申請者はSGEC 運営文書、SGEC・CoC 基準等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも以下の事項が含まれる。</u></p>	<p>I 序の追加修正 序文 本文書は、SGEC 認証制度の管理運営に関する文書（以下「SGEC 運営文書」という）及びSGEC 運営文書第3条で規定する「SGEC・認証規格（森林管理認証基準・指標・ガイドライン及びCoC認証ガイドライン）」に基づくSGEC 認証スキームの下で認証業務を行う認証機関に関する要求事項を定める。</p> <p>II 及びIII <u>1・1・1 ログマーク使用ライセンス</u> SGEC 運営文書第2条に定める「SGEC ログマーク」、附属文書2-2「SGEC ログマーク使用要領」及び附属文書よ2-2-1[SGEC ログマークライセンスの発行]による。 但し、PEFC ロゴを使用する場合は、PEFC ST 2001:2008 PEFC ロゴ使用規則－要求事項 第二版及びPEFC GD 1005 「PEFC 評議会によるPEFC ログライセンスの発行」による</p> <p>新規 新規</p> <p>IIIの「3.1.2.1」 <u>3・1・2・1 認証申請者はSGEC 運営文書、SGEC・CoC 基準等による審査に必要な範囲の情報を提供しなければならない。情報には、少なくとも以下の事項が含まれる。</u></p>

<p>a) ~b) 略</p> <p>e) SGECロゴマークを使用したい場合はSGECロゴマーク使用の申請（附属文書2-2「SGECロゴマーク使用要領」）による。</p> <p>但し、PEFC規格に関したは、PEFC ST 2002「林産品のCOC - 要求事項」及び同付属書1「PEFC主張の仕様書」に基づく上記に関連する事項及びロゴを使用したい場合はPEFC ST 2001:2008 PEFCロゴ使用規則-要求事項 第二版に基づく申請による。</p> <p>・Ⅲの「3・2・3・2」の修正 3・2・3・2」認証基準の明示</p> <p>評価報告書は適用された次の認証規格を明示しなければならない。例えば、申請者のCoCに適用される下記を含むCoC規格</p> <p>a) 認証生産物の管理（CoC）の方式 b) 認証率の計算方法、 c) 認証率の生産品への振替、 d) 適用した由来の定義、 e) SGECロゴマーク使用要領 f) 出処に問題がある由来を持つ原材料の回避に関する要求事項 g) その他必要な認証規格</p> <p>但し、PEFC規格に関したは、PEFC ST 2002 林産品のCOC - 要求事項に基づく上記に関連する事項及びロゴを使用したい場合はPEFC ST 2001:2008 PEFCロゴ使用規則-要求事項 第二版による。</p>	<p>a) ~d) 略</p> <p>e) SGECロゴマークを使用したい場合はSGECロゴマーク使用の申請（附属文書2-2「SGECロゴマーク使用要領」）による。</p> <p>但し、PEFCロゴを使用したい場合は、PEFC ST 2001:2008 PEFCロゴ使用規則-要求事項 第二版に基づく申請による。</p> <p>Ⅲの「3・2・3・2」の修正 3・2・3・2」認証基準の明示</p> <p>評価報告書は適用された次の認証規格を明示しなければならない。例えば、申請者のCoCに適用される下記を含むCoC規格</p> <p>a) 認証生産物の管理（CoC）の方式 b) 認証率の計算方法、 c) 認証率の生産品への振替、 d) 適用した由来の定義、 e) SGECロゴマーク使用要領、PEFC ST 2001:2008 PEFCロゴ使用規則-要求事項 第二版 f) 出処に問題がある由来を持つ原材料の回避に関する要求事項 g) その他必要な認証規格</p>
<p>SGEC 文書 2</p> <p>附属文書 2-8-1 「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」 改正文書</p>	<p>SGEC 文書 2</p> <p>附属文書 2-8-1 「SGEC ロゴマークライセンスの発行について」 現行文書</p>
<p>・序文 の「なお書き」</p> <p>なお、SGECは日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004「2009PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、PEFCの委任を受けてPEFC・CoC認証企業に対してPEFCロゴライセンスの発行を行う</p> <p>9 PEFCロゴ使用ライセンス発行</p> <p>SGEC認証材について、SGECがPEFCとの相互承認以降において、PEFCロゴ使用ライセンス発行する場合は、前掲のPEFC GD 1004「2009PEFC認証制度の管理運営」及びPEFC GD 1005「PEFCロゴライセンスの発行」に基づき行う。</p>	<p>・序文 の「なお書き」</p> <p>なお、SGECは日本のPEFC認証管理団体としてPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約に基づくPEFCの委任を受けてPEFC・CoC認証企業に対してPEFCロゴライセンスの発行を行う。この場合、SGECは、PEFC評議会文書「PEFC評議会によるPEFCロゴライセンスの発行（PEFC GD 1004:2009）」に基づき行う。</p> <p>9 PEFCロゴ使用ライセンス発行</p> <p>PEFCロゴ使用ライセンス発行する場合は、PEFC GD 1005「PEFCロゴライセンスの発行」による。</p>

SGEC 文書 2 附属文書 2-13 「SGEC 認証・認定の手順」 改正文書	SGEC 文書 2 附属文書 2-13 「SGEC 認証・認定の手順」 現行文書
<p>4 認定</p> <p>4-1 認証機関の認定機関</p> <p>森林管理認証またはC o C管理事業体認証を実施する認証機関は、認証業務の信頼性を確保し、<u>SGEC 文書 2 第 19 条</u>で規定する要件を満たす認定を受けなければならない。認定を受けた認証機関はその発行する認証書には当該認定機関の認定シンボルを記載しなければならない。</p> <p>4-2 認定規格</p> <p>森林管理認証、及び、C o C管理事業体認証を実行する認証機関は、<u>SGEC 文書 2 第 19 条</u>で規定により製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC 17065）による認定を受けなければならないこととし、その認定はSGECが認めた認定の適用範囲に含まれていなければならない。</p> <p>4-3 認定</p> <p>認証機関は、<u>SGEC文書2第19条</u>で規定により、SGEC文書3若しくは同4に照らして森林管理認証若しくはC o C認証を行なうことについて製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC 17065）に基づいた認定を受けなければならない。</p> <p>5 認証機関の公示</p> <p>5-1 認証機関の公示</p> <p>SGEC認証規格（SGEC文書3「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」及びSGEC文書4「C o C認証ガイドライン」）に照らした森林管理認証またはC o C管理事業体認証を業務とする認証機関は、<u>SGEC文書2第20条の規定に基づきSGECに公示の申請を行い、公示を受けなければならない。</u></p> <p><u>具体的な認証機関の公示については別途附属文書で定める。</u></p> <p>5-2 認証機関の独立性の確保</p> <p><u>SGEC文書2 第19条及び第20に定めるほかは、認証機関の独立性を確実にするため、SGEC公示に含まれる要件は下記のみでなければならない。公示の条件は認証機関への差別や取引の障害の要因とならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 管理・事務上の条件 (2) 金銭的条件（認証企業・団体に課する料金） (3) 4項に記述される認定によって検証される認証機関に対する要求事項の遵守 	<p>4 認定</p> <p>4-1 認証機関の認定機関</p> <p>森林管理認証またはC o C管理事業体認証を実施する認証機関は、認証業務の信頼性を確保し、国際認定機関フォーラム（IAF）のMLAメンバーによる認定を受けなければならない。認定を受けた認証機関はその発行する認証書には当該認定機関の認定シンボルを記載しなければならない。</p> <p>4-2 認定規格</p> <p>森林管理認証、及び、C o C管理事業体認証を実行する認証機関は、製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC 17065）による認定を受けなければならないこととし、その認定はSGECが認めた認定の適用範囲に含まれていなければならない。</p> <p>4-3 認定</p> <p>認証機関は、SGEC文書3若しくは同4に照らして森林管理認証若しくはC o C認証を行なうことについて製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC 17065）に基づいた認定を受けなければならない。</p> <p>5 認証機関の公示</p> <p>5-1 認証機関の公示</p> <p>SGEC認証規格（SGEC文書3「森林管理認証基準・指標・ガイドライン」及びSGEC文書4「C o C認証ガイドライン」）に照らした森林管理 認証またはC o C管理事業体認証を業務とする認証機関は、SGECによる公示を受けなければならない。</p> <p>5-2 認証機関の独立性の確保</p> <p>認証機関の独立性を確実にするため、SGEC公示に含まれる要件は下記のみでなければならない。公示の条件は認証機関への差別や取引の障害の要因とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 管理・事務上の条件 (2) 金銭的条件（認証企業・団体に課する料金） (3) 4項に記述される認定によって検証される認証機関に対する要求事項の遵守
<p>SGEC 文書 2 附属文書 2-13-2 「SGEC/PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について」 改正文書</p>	<p>SGEC 文書 2 附属文書 2-13-2 「SGEC/PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について」 現行文書</p>

「SGEC/PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について」

標記について SGEC 及び PEFC のそれぞれについて下記に定める。

○ SGEC 認証業務を行う認証機関の公示について

○ PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について

○ SGEC 認証業務を行う認証機関の公示について

1. 目的

この指針は、SGEC が承認する森林管理認証及び CoC 認証を実施する認証機関に対する公示に関する事項について規定する。

2. 適用範囲

この指針は、SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」第 3 章「森林管理認証」及び第 4 章「CoC 認証」に対する SGEC 公示その対象範囲とする。

3. 公示のための条件

SGEC を申請する認証機関は、SGEC 文書 2 第 19 条及び 20 条並びに附属文書 2-13 の「5-2」に基づくほかを申請する認証機関は下記を満たさなければならない。

3-1 情報公開

SGEC 公示を申請する認証機関は、「SGEC 附属文書 2-2-2 及び PEFC の登録システム」で規定するデータを、一般公開される SGEC のホームページのデータベース上に列挙することに同意すること。

3-2 認証機関の認定

3-2-1 SGEC 森林管理認証を申請する認証機関は SGEC 文書 2 第 19 条に規定する要件に基づき認定機関が発行した認定書を保有していること。

3-3 公示契約

3-3-1 SGEC 森林管理認証及び CoC 認証を申請する認証機関は SGEC との間に締結される公示契約に署名すること（本文書の別紙 1）。

4. 公示の発行の手順

申請者である認証機関は必要事項を記入した申請書を他の必要書類と共に SGEC へ提出する

SGEC 及び／又は PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について（新規制定）

目次

1. 目的

この指針は、SGEC が承認する森林管理認証及び／又は CoC 認証、並びに PEFC が承認する CoC 認証をそれぞれ実施する認証機関に対する公示に関する事項について規定する。

2. 適用範囲

この指針は、SGEC 附属文書 2-13「SGEC 認証・認定の手順」の「5」及び／又は PEFC テクニカル文書付属文書 6（「認証と認定手順」）の「6」を根拠とする。

この指針は、日本国内における SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」第 3 章「森林管理認証」及び第 4 章「CoC 認証」並びに／又は PEFC の CoC 認証（[PEFC ST 2002](#)「林産物の CoC—要求事項」）を行なう認証機関に対して SGEC 公示及び／又は PEFC 公示をその対象範囲とする。

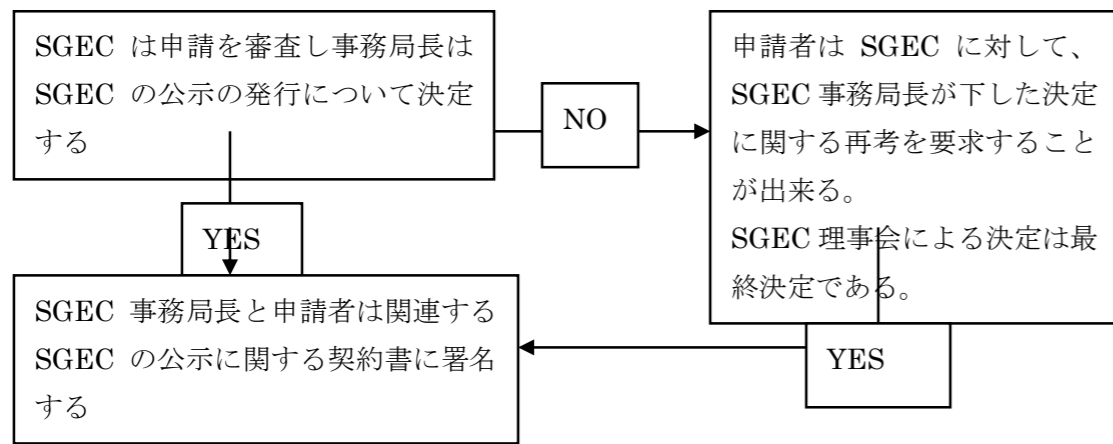
なお、この指針で規定する PEFC の CoC 認証（テクニカル文書付属書 4「林産物の CoC—要求事項」）を行なう認証機関に関しては、SGEC 認証制度と PEFC 国際認証制度との相互承認が認められ、かつ日本における CoC 認証に対する PEFC 公示について、SGEC と PEFC 評議会との間で契約が締結され、SGEC が、その公示業務を代行して行うことについて PEFC 評議会が認可した時点から有効となる。

3. 公示のための条件

SGEC 及び／又は PEFC 公示を申請する認証機関は下記を満たさなければならない。

3-1 法人であること。

但し、SGEC 認証機関にあっては、SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」第 19 条の規定を満たす法人であること。



5. 公示を受けた認証機関の責務

公示を受けた認証機関は下記を満たさなければならない。

- 5-1 SGEC森林管理認証及びCoC認証はSGEC文書2第19条に規定するに規定する有効な認定の範囲内で実行すること。
- 5-2 認定の内容や森林管理認証及び CoC 認証の適用範囲に関する変更について SGEC に対して通知すること。
- 5-3 SGEC 公示の範囲内において認証機関が発行するすべての森林管理認証及び CoC 認証書に関する情報、並びに既に発行されている認証書に対する全ての変更についての情報を遅滞なく SGEC あてに提供すること。
- 5-4 SGEC 公示年次料金は SGEC に支払うこと。公示年次別料金は別途定める。
なお、別に定める公示年次別料金は SGEC 理事会の決定において変更することができる。
また、支払いは該当認証機関が発行した全ての認証書に対象にして SGEC が発行する請求書に基づいて行われる。

6. 公示の有効期間

- 6-1 公示の有効期間は、認証機関の認定有効期間とする。
- 6-2 SGEC は、公示について SGEC 公示契約に違反があった場合は、その終了時又は契約途中において中止を行うことが出来る。

附則

この文書は、2016年1月1日から施行する。
但し、SGEC認証制度がPEFC認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

3-2 認証機関の身元やその他「SGEC 附属文書 2-2-2 及び PEFC の登録システム」で規定するデータについては、一般公開を可とし、SGEC 及び PEFC 評議会のホームページのデータベース上に列挙することに同意すること。

3-3 認証機関の認定

3-3-1 森林管理認証を申請する認証機関は SGEC 附属文書 2-13「4 認定」の要件を満たし認定を受けていることを要件とする。

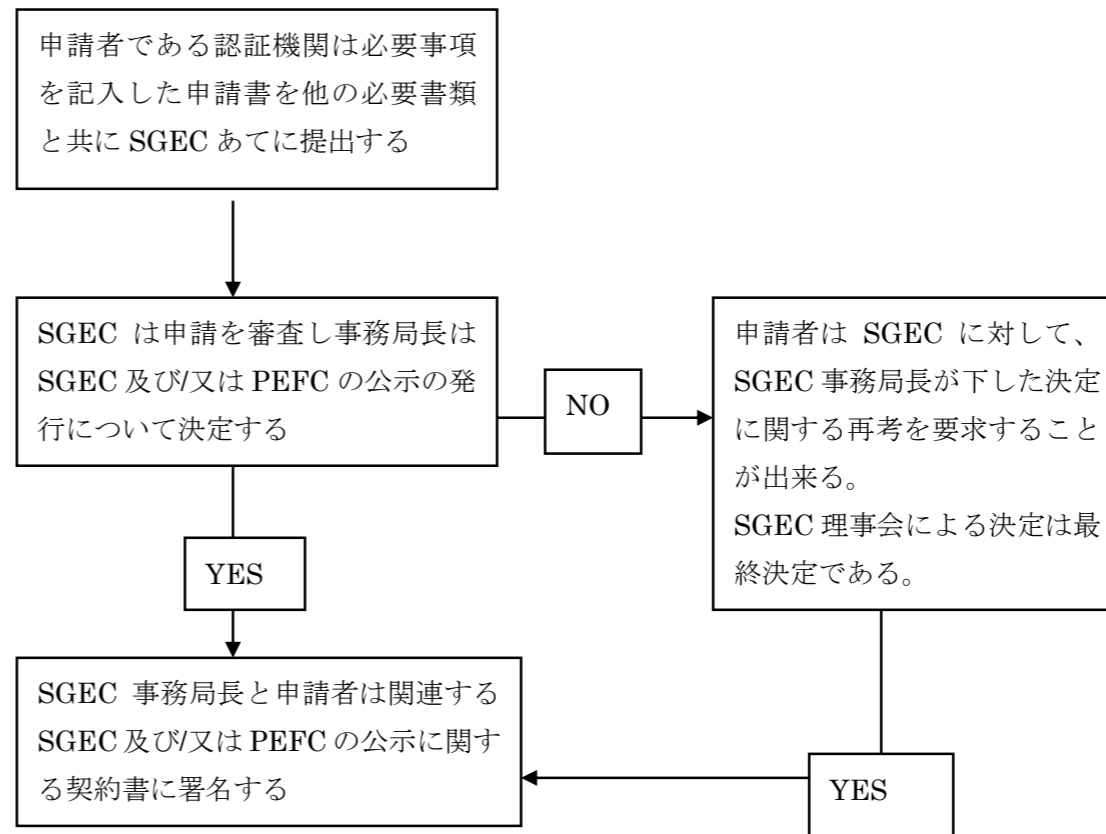
3-3-2 CoC 認証を申請する認証機関は、次の①若しくは②のいずれかの要件を満たし認定を受けていることを要件とする。

①SGEC 附属文書 2-13「4 認定」の要件を満たし認定

② PEFC 附属文書 6「認証・認定手順「5」の要件を満たした認定

3-3 SGEC との間に締結される SGEC 及び/又は PEFC 公示 (SGEC 代行) 契約に署名すること (本文書の別紙)。

4. 公示の発行の手順



5. 公示を受けた認証機関の責務

公示を受けた認証機関は下記を満たさなければならない。

- 5-1 SGEC 附属文書 2-13「2」及び/又は PEFC テクニカル文書附属文書 4 に照らした森林管理認証及び/又

別紙1

SGEC 公示契約書

SGEC 公示契約書

(1) 一般社団法人緑の循環認証会議 (以下「SGEC」という) と、

(2) 認証機関の名称、(以下「認証機関」という) は、下記に関し、以下の条項について合意した。

記

- 認証機関は、SGEC が承認する森林管理認証及び CoC 認証を業務として実施する SGEC 公示認証機関である。
- SGEC は、SGEC 認証制度を管理する機関であり、その登録商標である SGEC ロゴマーク主張の所有者である。
- SGEC 公示を受けた認証機関は、日本で登録された SGEC 認証取得者に対して有効な認定の範囲で、SGEC 承認の森林管理及び CoC の認証書を発行することが認可される。
このことは、SGEC、PEFC それぞれのホームページ上で表示される。
以上に基づき、上記の二者は下記に関して合意をする。

第1条 定義

1-1 要求事項

1-1-1 森林管理認証

該当文書は、SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。同 SGEC 文書 3 は、現在のまま、又は SGEC によって随時改定された場合であっても有効である。

1-1-2 CoC 認証

該当文書は、SGEC 文書 4 「SGEC・CoC 認証ガイドライン」であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。同 SGEC 文書 4 は、現在のまま又は SGEC によって随時改定された場合であっても有効である。

1-2 認証および認定の手順

該当文書は、SGEC 附属文書 2-13 「SGEC 認証・認定の手順」であり、この契約文書の一部として添付される。同 SGEC 附属文書 2-13 は現在のまま又は SGEC によって随時改正される場合であっても有効である。

1-3 公示の料金表

公示料金は「森林管理認証及び CoC 認証公示料表」で示され、この契約文書の一部として添付される。

第2条 認証機関の責務

は CoC 認証を有効な認定の範囲内で実行すること。

5-2 認定の内容や森林管理認証及び/又は CoC 認証の適用範囲に関する変更について SGEC に対して通知すること。

5-3 日本国内で、SGEC 及び/又は PEFC 公示の範囲内において認証機関は、発行するすべての森林管理認証及び/又は CoC 認証書に関する情報、並びに既に発行されている認証書に対する全ての変更についての情報を遅滞なく SGEC へ提供すること。

5-4 SGEC 及び/又は PEFC 公示年次料金の支払いについては別に定める。

6. 公示の有効期間

公示の有効期間は、認証機関の認定有効期間とする。

但し、PEFC の公示については、認証機関の認定有効期間と SGEC と PEFC 評議会とが締結する契約の有効期間のうちどちらか短い方に合致させることとする。

なお、SGEC は、公示について、公示契約の違反があった場合は、その終了又は中止を行うことが出来る。

別紙

SGEC/PEFC 公示契約書

SGEC/PEFC 公示契約書

(1) 一般社団法人緑の循環認証会議 (以下「SGEC」という) と、

(2) 認証機関の名称、(以下「認証機関」という) は、下記に関し、以下の条項について合意した。

記

- 認証機関は SGEC 及び/又は PEFC 評議会が承認する森林管理認証及び/又は CoC 認証を業務として実施する SGEC 及び/又は PEFC の公示認証機関である。

- SGEC は SGEC 認証制度、PEFC 評議会は PEFC 認証制度のそれぞれの管理機関であり、かつ、SGEC は登録商標である SGEC ロゴマーク、PEFC は同 PEFC ロゴ主張の所有者である。

- SGEC は PEFC 評議会により、日本で PEFC が承認する CoC 認証を行う認証機関に対して PEFC 公示を発行する認可を受けている。

<p>認証機関は下記の責務を負う。</p> <p>2-1. 認証機関は、SGEC 文書 2 第 19 条に規定する要件に基づき認定機関が発行した認定書を所持し、かつ、認定に関するいかなる変更についても直ちに SGEC 対して通知する。認証機関は、各年の年初および要求がある時には有効な認定要求事項を充足していることを証明する最新の証拠書類を提供する。</p> <p>2-2. 認証機関は、有効な認定範囲の中で、SGEC 文書 3「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」、SGEC 文書 4「SGEC・CoC 認証ガイドライン」に照らした森林管理認証又は CoC 認証の認証審査を実行する。</p> <p>2-3. 認証機関は、森林管理者・組織・企業に対して発行された森林管理認証書又は CoC 証書に関して、直ちに、又は既に発行された証書への変更に関しては SGEC が定める日付までに、SGEC に対し報告をする。</p> <p>2-4. 認証機関は、発行した認証書すべてを対象にして SGEC が発行する請求書に基づいて、SGEC に対して年次公示料金を支払う。料金の金額は別途定める公示料金表に記載されるが、契約書の有効期間中に SGEC によって変更されることがある。料金に関する変更は、その変更に関しては、SGEC が認証機関宛てに送る文書による報告に定める日からその効果を発する。</p> <p>2-5. 一般公開されている SGEC のホームページのデータベース上に、認証機関の名称やその他 SGEC 附属文書 2-2-2「SGEC 登録システム」に定められるデータを含め、認証機関に関するデータが記載されることに同意する。</p> <p>第 3 条 SGEC の責務</p> <p>3-1. SGEC は、この契約書を遵守して認証機関が発行する認証書を承認し、認証書の保有者に対し SGEC が定める条件に従って、SGEC ロゴマークの使用許可申請を受理する。 <u>なお、SGEC 認証制度と PEFC 国際認証制度との相互承認が認められた以降にあっては認証書の保有者が PEFC ロゴの使用を希望する場合は、PEFC が定める条件に従って PEFC ロゴの使用許可申請を受理する。</u></p> <p>3-2. SGEC は、この契約に影響を与える SGEC 文書のいかなる変更についても認証機関に対して通知する義務を負う。</p> <p>第 4 条 契約の終了</p> <p>4-1. SGEC は、認証機関に対し書留郵便による 3 ヶ月の事前通知によってこの契約を終了することができる。</p> <p>4-2. SGEC は、認証機関によって SGEC 公示契約の規定が充足されていないことを信ずるに足る理由を有する場合は、当該 SGEC の契約を直ちに中断することができる。</p> <p>4-3. 認証機関の認定の有効性に関して辞退、中止、又は、終了があった場合、この契約書は、その認定の辞退、中止、又は、終了との同一日付をもって自動的に終了する。</p> <p>4-4. 前 4-1, 4-2, 4-3 項の規定に従ってこの契約が一時的に中止された場合、公示料金は返還されない。</p> <p>4-5. SGEC は、公示契約の一時的解消や終了によって認証機関が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 認証機関は、SGEC 公示を受け、又は PEFC 公示を受け、日本で登録された組織・企業に対して有効な認定の範囲で、SGEC 承認の森林管理認証、並びに SGEC 及び/又は PEFC 承認の CoC 認証書を発行することが認可される。このことは SGEC ホームページ上で表示される。 <p>以上に基づき、上記の二者は下記に関して合意をする。</p> <p>第 1 条 定義</p> <p>1-1 要求事項</p> <p>1-1-1 森林管理認証 該当文書は、SGEC 文書 3「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。SGEC 文書 3 は、現在のまま及び SGEC によって随時改定された場合にあっても有効である。</p> <p>1-1-2 CoC 認証 該当文書は、SGEC 文書 4「SGEC・CoC 認証ガイドライン」及び/又は PEFC ST 2002:2013「林産品の CoC—要求事項」であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。SGEC 文書 4 及び PEFC ST 2002 は、現在のまま及び SGEC 又は PEFC 評議会によって随時改定された場合にあっても有効である。</p> <p>1-2 認証および認定の手順 該当文書は、SGEC 附属文書 2-13 及び/又は PEFC・Annex6 であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。SGEC 附属文書 2-13 及び/又は PEFC Annex6 では、現在のまま SGEC 及び/又は PEFC 評議会によって随時改正される場合にあっても有効である。</p> <p>1-3 公示の料金表 公示料金表は「日本国内で森林管理認証及び/又は CoC 認証を行う認証機関に対する公示」の文書であり、この契約文書の一部として本契約書に添付される。</p> <p>第 2 条 認証機関の責務</p> <p>認証機関は下記の責務を負う。</p> <p>2-1. 認証機関は、SGEC 附属文書 2-13 及び/又は PEFC・Annex6 に適合の上で発行された有効な認定証書を所有・保持する。かつ、認定に関するいかなる変更についても直ちに SGEC 対して通知する。認証機関は、各年の年初および要求がある時には有効な認定要求事項を充足していることを証明する最新の証拠書類を提供する。</p> <p>2-2. 認証機関は、有効な認定範囲の中で、SGEC 文書 3「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」、SGEC 文書 4「SGEC・CoC 認証ガイドライン」及び/又は PEFC ST 2002「林産物の CoC—要求事項」に照らした森林管理認証及び/又は CoC 認証を実行する。</p> <p>2-3. 認証機関は、日本の森林管理者・組織・企業に対して発行された森林管理認証書及び/又は CoC 証書に関して直ちに、また、既に発行された証書への変更に関しては SGEC が定める日付までに、SGEC</p>
---	--

い。

第5条 裁定

この契約書は日本国の法に従う。この契約書に関する紛争、訴訟は日本国の法廷に提訴される。

二部署名

○ PEFC 認証業務を行う認証機関の公示について

1. 目的

この指針は、PEFC が承認する CoC 認証を認証機関に対する公示に関する事項について規定する。

2. 適用範囲

この指針は、日本国内における PEFC の CoC 認証 (PEFC ST 2002: 「林産物の CoC—要求事項」) を行なう認証機関に対する PEFC 公示を対象範囲とする。

なお、この指針で規定する PEFC の CoC 認証 (PEFC ST 2002 「林産物の CoC—要求事項」) を行なう認証機関に関しては、SGEC 認証制度と PEFC 国際認証制度との相互承認が認められ、かつ日本における CoC 認証に対する PEFC 公示について、SGEC と PEFC 評議会との間で契約が締結され、SGEC が、その公示業務を代行して行うことについて PEFC 評議会が認可した時点から有効となる。

3. 公示のための条件

SGEC 又は PEFC 公示を申請する認証機関は下記を満たさなければならない。

3-1 組織

法人であること。

3-2 情報公開

PEFC 公示を申請する認証機関は、その身元やその他 PEFC 登録システムのための内部規則が定めるデータを、一般公開されている PEFC 評議会のインターネットデータベース上に列挙することに同意すること。

3-3 認証機関の認定

CoC 認証を申請する認証機関は、PEFC2003 付属書 1 に規定する要件に基づき認定機関が発行する認定書を保有していること。

3-4 公示契約

PEFC・CoC を申請する認証機関は PEFC との間に締結される PEFC 公示契約 (SGEC 代行) に署名すること (本文書の別紙 2)。

4. 公示の発行の手順

に対し報告をする。

2-4. 発行した認証書すべてを対象にして SGEC が発行する請求書に基づいて、SGEC に対して年次公示料金を支払う。料金の金額は別途定める公示料金表に記載されるが、契約書の有効期間中に SGEC によって変更されることがある。料金に関する変更は、その変更に関して SGEC が認証機関宛てに送る文書による報告の翌年から効果を発する。

2-5. 一般公開されている SGEC 及び/又は PEFC 評議会のホームページ上のデータベース上に、認証機関の名称やその他 SGEC 附属文書 2-2-2 及び/又は PEFC の登録システムに定められるデータを含め、認証機関の身元に関するデータが記載されることに同意する。

第3条 SGEC の責務

3-1. SGEC は、この契約書を遵守して認証機関が発行する認証書を承認し、認証書の保有者に対し SGEC 及び/又は PEFC 評議会が定める条件に従って、SGEC ロゴマーク及び/又は PEFC ロゴの使用許可申請を受理する。

3-2. SGEC は、この契約に影響を与える SGEC 及び/又は PEFC 文書のいかなる変更についても認証機関に対して通知する義務を負う。

第4条 契約の終了

4-1. SGEC 及び/又は認証機関は、書留郵便による 3 ヶ月の事前通知によってこの契約を終了することができる。

4-2. SGEC は、認証機関によって SGEC 及び/又は PEFC 公示契約の規定が充足されていないことを信ずるに足る理由を有する場合は、当該 SGEC 及び/又は PEFC の契約を直ちに中断することができる。

4-3. 認証機関の認定の有効性に関して辞退、中止、又は、終了があった場合、この契約書は、その認定の辞退、中止、又は、終了との同一日付をもって自動的に終了する。

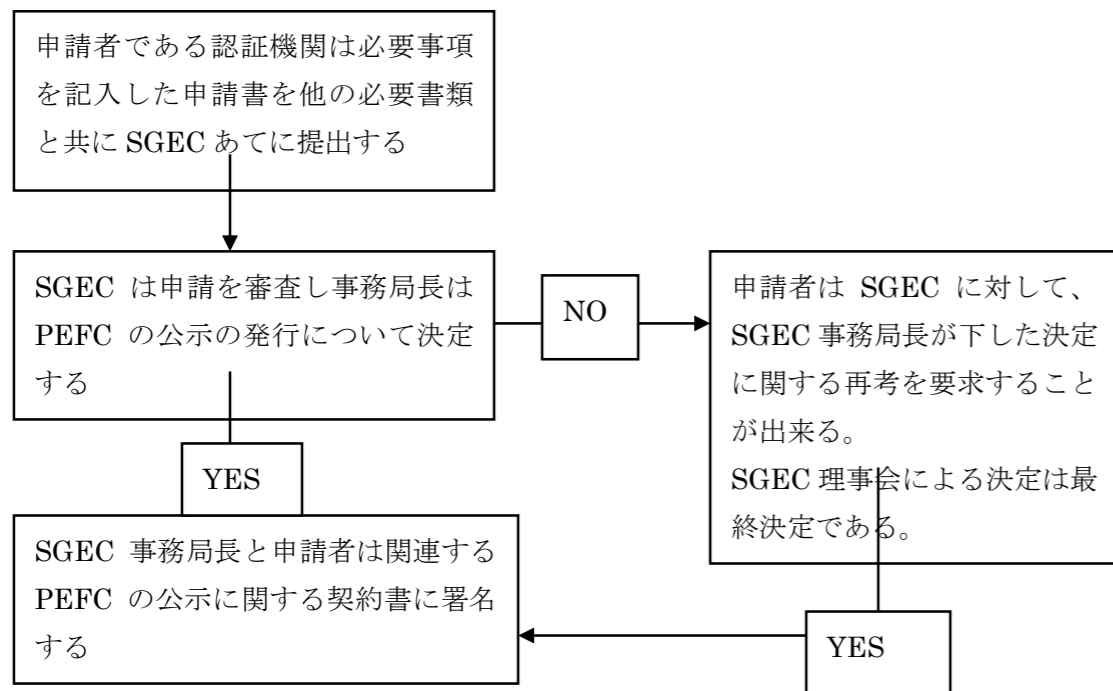
4-4. 第4条 4-1, 4-2, 4-3 項の規定に従ってこの契約が一時的に中止された場合、公示料金は返還されない。

4-5. SGEC は一時的解消や終了によって認証機関が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。

第5条 裁定

この契約書は日本国の法に従う。この契約書に関する紛争、訴訟は日本国の法廷に提訴される。

二部署名



5. 公示を受けた認証機関の責務

公示を受けた認証機関は下記を満たさなければならない。

- 5-1 PEFC ・ CoC認証はPEFC2003付属書 1 規定する有効な認定の範囲内で実行すること。
 - 5-2 認定の内容や CoC 認証の適用範囲に関する変更について SGEC に対して通知すること。
 - 5-3 日本国内で、PEFC 公示の範囲内において認証機関が発行するすべての CoC 認証書に関する情報、並びに既に発行されている認証書に対する全ての変更についての情報を遅滞なく SGEC あてに提供すること。
 - 5-4 PEFC 公示年次料金は SGEC に支払うこと。公示年次別料金は別途定める。
- なお、別に定める公示年次別料金は SGEC 理事会の決定において変更することができる。
また、支払いは該当認証機関が発行した全ての認証書に対象にして SGEC が発行する請求書に基づいて行われる。

6. 公示の有効期間

- 6-1 公示の有効期間は、認証機関の認定有効期間とする。
但し、認証機関の認定有効期間と SGEC と PEFC 評議会とが締結する契約の有効期間のうちどちらか短い方に合致させることとする。
- 6-2 SGEC は、公示について PEFC 公示契約に違反があった場合は、その終了時又は契約途中において中止を行うことが出来る。

附則

この文書は、2016年1月1日から施行する。
但し、SGEC 認証制度が PEFC 認証制度と相互承認を行うまでの間は、移行期間とすることができるものとする。

別紙 2

PEFC 公示契約書

PEFC 公示契約書

(1) 一般社団法人緑の循環認証会議 (以下「SGEC」という) と、

(2) 認証機関の名称 _____、(以下「認証機関」という) は、下記に関し、以下の条項について合意した。

記

- 認証機関は、PEFC 評議会が承認する CoC 認証を業務として実施する PEFC の公示認証機関である。
- PEFC 評議会は PEFC 認証制度を管理する機関であり、PEFC ロゴ主張の所有者である。
- SGEC は、PEFC 評議会により、日本で PEFC が承認する CoC 認証を行う認証機関に対して PEFC 公示を発行する認可を受けている。
- PEFC 公示を受けた認証機関は、日本で登録された PEFC 認証取得者に対して有効な認定の範囲で、PEFC 承認の CoC の認証書を発行することが認可される。

このことは、PEFC のホームページ上で表示される。

以上に基づき、上記の二者は下記に関して合意をする。

第 1 条 定義

1-1 要求事項

CoC 認証

該当文書は、PEFC ST 2002:2013 「林産品の CoC-要求事項」であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。PEFC ST 2002 は、現在のまま又は P E F C 評議会によって随時改定された場合にあっても有効である。

1-2 認証および認定の手順

該当文書は、PEFC・Annex6「認証・認定手順」であり、この契約文書の一部としてこの契約書に添付される。同 PEFC Annex6 では、現在のまま又は PEFC 評議会によって随時改正される場合にあっても有効である。

1-3 公示の料金表

公示料金表は「CoC 認証公示料表」であり、この契約文書の一部として本契約書に添付される。

第 2 条 認証機関の責務

認証機関は下記の責務を負う。

2-1. 認証機関は、PEFC2003 付属書 1 に規定する要件に基づき認定機関が発行した認定証書を所持し、かつ、認定に関するいかなる変更についても直ちに SGEC 対して通知する。 認証機関は、SGEC に対し各年

の年初および要求がある時には有効な認定要求事項を充足していることを証明する最新の証拠書類を提供する。

2-2. 認証機関は、有効な認定範囲の中で、PEFC ST 2002「林産物の CoC—要求事項」に照らした CoC 認証の認証審査を実行する。

2-3. 認証機関は、日本の組織・企業に対して発行された CoC 証書に関して、直ちに、又は既に発行された証書の変更に関しては SGEC が定める日付までに、SGEC に対し報告をする。

2-4. 認証機関は、発行した証書すべてを対象にして SGEC が発行する請求書に基づいて、SGEC に対して年次公示料金を支払う。料金の金額は別途定める公示料金表に記載されるが、契約書の有効期間中に SGEC によって変更されることがある。料金に関する変更は、その変更に関しては、SGEC が認証機関宛てに送る文書による報告に定める日からその効果を発する。

2-5. 一般公開されている PEFC 評議会のホームページのデータベース上に、認証機関の名称やその他 PEFC の登録システムに定められるデータを含め、認証機関の身元に関するデータが記載されることに同意する。

第3条 SGEC の責務

3-1. SGEC は、この契約書を遵守して認証機関が発行する証書を承認し、証書の保有者に対し PEFC 評議会が定める条件に従って、PEFC ロゴの使用許可申請を受理する。

3-2. SGEC は、この契約に影響を与える PEFC 文書のいかなる変更についても認証機関に対して通知する義務を負う。

第4条 契約の終了

4-1. SGEC は、認証機関に対し書留郵便による 3 ヶ月の事前通知によってこの契約を終了することができる。

4-2. SGEC は、認証機関によって PEFC 公示契約の規定が充足されていないことを信ずるに足る理由を有する場合は、当該 PEFC の契約を直ちに中断することができる。

4-3. 認証機関の認定の有効性に関して辞退、中止、又は、終了があった場合、この契約書は、その認定の辞退、中止、又は、終了との同一日付をもって自動的に終了する。

4-4. 前4-1, 4-2, 4-3 項の規定に従ってこの契約が一時的に中止された場合、公示料金は返還されない。

4-5. SGEC は、公示契約の一時的契約解消や終了によって認証機関が被る費用や被害を弁償する義務を負わない。

第5条 裁定

この契約書は日本国の法に従う。この契約書に関する紛争、訴訟は日本国の法廷に提訴される。

二部署